

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人赤い鳥保育会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席)

第3条 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。ただし、本部長報酬の支給を受けている理事長は除外する。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 理事長の報酬は勤務実態がある場合に限り、本部長俸給として別表2により支払うことができる。ただし、勤務実態を確認するため、出勤簿を整えなければならない。

2 理事長以外の理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

3 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

4 本部所在都道府県（長崎県）以外にある役員が理事会・監事監査に出席したときは、別表3により交通費を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表1により報酬及び旅費等を支給することができる。ただし、報酬については、本部長報酬の支給を受けている理事長は除外する。

2 旅費は、実費を支給することができる。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要が生じた場合には、理事会の議決を経なければならない。

付 則

1 この規程は、平成19年4月1日より適用する

2 この規程は、平成25年4月1日より改正する

別表 1

名 称	報 酬
役員報酬等	1 1 , 1 3 7 円
評議員報酬等	1 1 , 1 3 7 円

※評議員を兼ねる理事については、役員報酬等を適用する。

※源泉所得税を徴収する。

別表 2

名 称	報 酉	備 考
本部長報酬	管理職俸給表による。	社会保険に加入できる。

※月間勤務日数が 15 日を超えたとき支給できる。

別表 3

	九 州 内	九 州 外
旅 費	1 1 , 1 3 7 円	5 5 , 6 8 5 円
宿泊費		1 1 , 1 3 7 円

※源泉所得税を徴収する。

※本部長の旅費は、本部長報酬に含める。